

横須賀市報

第 1898 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例

- ◇横須賀市議会基本条例中一部改正…………… 15401
- ◇横須賀市議会委員会条例中一部改正…………… ”
- ◇横須賀市議会議員政治倫理条例中一部改正…………… 15402
- ◇横須賀市議政務活動費の交付に関する条例中一部改正…………… ”

規 則

- ◇横須賀市議政務活動費の交付に関する条例施行規則中一部改正…………… ”
- ◇予算決算及び会計規則中一部改正…………… ”
- ◇コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… ”

告 示

- ◇令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 5 号）について…………… 15403
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… ”
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について…………… ”
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… 15404
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇除却広告物等の保管について…………… 15405
- ◇放置自転車等の移動について…………… ”
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… 15406
- ◇指定納付受託者の指定について…………… ”

公 告

- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… 15407
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る交付要求通知書の公示送達…………… ”
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… 15408
- ◇不動産差押書の公示送達…………… ”
- ◇債権差押調書の公示送達…………… ”
- ◇配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇交付要求通知書の公示送達…………… ”
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… ”
- ◇農用地利用集積計画について…………… ”

上下水道局規程

- ◇上下水道局会計規程中一部改正…………… 15409

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… ”
- ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について…………… ”
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… 15412
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について…………… ”

議 会 規 則

- ◇横須賀市議会会議規則中一部改正…………… ”
- ◇横須賀市議会委員会規則中一部改正…………… 15413

議 会 規 程

- ◇横須賀市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程…………… ”
- ◇横須賀市議会委員会規則に係る情報通信技術の活用に関する規程…………… 15414
- ◇横須賀市議会図書室規程中一部改正…………… 15415
- ◇横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程中一部改正…………… ”
- ◇横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程中一部改正…………… ”

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について…………… ”
- ◇令和 7 年度市立横須賀総合高等学校の入学者の募集人員について…………… ”
- ◇市立小学校及び中学校の通学区域について中一部改正…………… ”

選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について…………… ”

条

例

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第47号 (令和 6 年10月 9 日)
掲 示 済

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例

横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第 1 項中「別に定める様式により文書」を「文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、「、文書」の次に「又は電磁的記録」を加え、同条第 3 項中「文書」を「規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市長 上 地 克 明

より」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第49号 (令和 6 年10月 9 日)
掲 示 済

横須賀市議会議員政治倫理条例の一部を改正する
条例

横須賀市議会議員政治倫理条例（平成12年横須賀市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項後段中「文書」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第50号 (令和 6 年10月 9 日)
掲 示 済

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年横須賀市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 3 項を加える。

4 第 1 項の規定による政務活動費収支報告書の提出については、同項の規定にかかわらず、議長及び議員又は会派の代表者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該方法により行われた提出については、政務活動費収支報告書により行われたものとみなして、当該提出に関するこの条例の規定を適用する。

5 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

6 第 4 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法によって提出する場合において、政務活動費に係る収入及び支出の証拠書類の原本の添付は、当該政務活動費に係る収入及び支出の証拠書類の原本を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に変換したものの添付をもって代えることができる。

第 9 条中「政務活動費収支報告書」の次に「（同条第 4 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法によって提出された場合においては、提出された政務活動費収支報告書に係る電磁的記録）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第73号 (令和 6 年10月 9 日)
掲 示 済

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成19年横須賀市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「写し」の次に「（同条第 4 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法によって提出された場合においては、提出された政務活動費収支報告書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を複写したもの）」を加える。

第11条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織による提出）

第12条 この規則の規定において、市長又は議長に対し文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を提出することが規定されているもの（議長を経由して市長に提出することとされているものを含む。）（第 3 条に規定する政務活動費交付請求書及び第 7 条に規定する政務活動費収支報告書訂正願の提出を除く。）については、当該提出に関するこの規則の規定にかかわらず、市長又は議長及び議員又は会派の代表者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該方法により行われた提出については、当該提出に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該提出に関するこの規則の規定を適用する。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出は、市長又は議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長又は議長に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第74号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和

告 示

横須賀市告示第 200 号 (令和 6 年10月11日)
掲 示 済

令和 6 度横須賀市一般会計補正予算（第 5 号）は、9 月30日
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定によ
り専決処分を行いました。その要領は、次のとおりです。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 5 号）
令和 6 年度横須賀市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155,158 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,495,753 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 県 支 出 金	3 委 託 金	10,726,846	155,149	10,881,995
		666,375	155,149	821,524
22 諸 収 入	5 雑 入	7,996,440	9	7,996,449
		5,159,663	9	5,159,672
歳 入 合 計		175,340,595	155,158	175,495,753

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費	4 選 挙 費	20,275,279	155,158	20,430,437
		111,736	155,158	266,894
歳 出 合 計		175,340,595	155,158	175,495,753

横須賀市告示第 201 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。

令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 10月 1 日	訪問看護ステーションあやめ追浜	横須賀市田浦町 4 丁目30 番地ハイツさつき 201 号 室	訪問看護	東京都港区新橋二丁目12番16号 株式会社ファーストナース 代表取締役 橋 本 真奈歩
同	ゆうゆう a s s i s t ナーシングホーム 北久里浜	横須賀市根岸町 3 丁目 2 番14号	特定施設入居者生活介護	横浜市中区長者町四丁目 9 番 1 号 株式会社 Y S ナーシング 代表取締役 長 堀 真 己

横須賀市告示第 202 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 10月 1 日	訪問看護ステーションあやめ追浜	横須賀市田浦町 4 丁目30 番地ハイツさつき 201 号 室	介護予防訪問看護	東京都港区新橋二丁目12番16号 株式会社ファーストナース 代表取締役 橋 本 真奈歩
同	ゆうゆう a s s i s t ナーシングホーム 北久里浜	横須賀市根岸町 3 丁目 2 番14号	介護予防特定施設入居者生活介護	横浜市中区長者町四丁目 9 番 1 号 株式会社 Y S ナーシング 代表取締役 長 堀 真 己

横須賀市告示第 203 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	N P O 法人福祉ワーカーズコープふれんど	横須賀市岩戸 3 丁目27番 7 号	訪問介護	横須賀市岩戸三丁目27番 7 号 特定非営利活動法人福祉ワーカーズコープふれんど 理事長 久 保 素 子
同	ゆうゆう a s s i s t ナーシングホーム 北久里浜	横須賀市根岸町 3 丁目 2 番14号	特定施設入居者生活介護	横浜市中区長者町四丁目 9 番 1 号 株式会社 Y S G ホールディングス 代表取締役 長 堀 真 己
横須賀市告示第 204 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を			廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	ぐるーぷほーむ梅の郷	横須賀市長浦町 5 丁目 2 番地 3	認知症対応型共同生活介護	横須賀市長浦町五丁目 1 番地 有限会社ラブ 代表取締役 長 島 高 穂
横須賀市告示第 205 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨			の届出がありました。 令和 6 年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	ピースプラン	横須賀市武 4 丁目 1 番 4 号相川事務所 202	居宅介護支援	横須賀市武四丁目28番 1 号鈴木ビル 1 階 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 尾 上 俊 一
横須賀市告示第 206 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を			廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	ゆうゆう a s s i s t ナーシングホーム 北久里浜	横須賀市根岸町 3 丁目 2 番14号	介護予防特定施設入居者生活介護	横浜市中区長者町四丁目 9 番 1 号 株式会社 Y S G ホールディングス 代表取締役 長 堀 真 己
横須賀市告示第 207 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ			スの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	ぐるーぷほーむ梅の郷	横須賀市長浦町 5 丁目 2 番地 3	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市長浦町五丁目 1 番地 有限会社ラブ 代表取締役 長 島 高 穂
横須賀市告示第 208 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に			掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名

令和 6 年 8 月 1 日	ミモザヘルパーステ ーション横須賀	横須賀市追浜本町 1 丁目 65 番地 5 ヤマザキハイッ 101 号室	居宅介護	東京都品川区南品川二丁目 2 番 5 号 ミモザ株式会社 代表取締役 松 本 孝 二
令和 6 年 9 月 30 日	N P O 法人 ふれん ど	横須賀市岩戸 3 丁目 27 番 7 号	居宅介護	横須賀市岩戸三丁目 27 番 7 号 特定非営利活動法人福祉ワーカー ズコープふれんど 理事長 久 保 素 子
同	S O M P O ケア 横 須賀公郷 訪問介護	横須賀市公郷町 3 丁目 119 番地 4 由井ビル 1 階	重度訪問介護	東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号 S O M P O ケア株式会社 代表取締役 鷺 見 隆 充

横須賀市告示第 209 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の 名称又は 種類	広告物 等の数 量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	13	公郷町 5 丁目地内	令和 6 年 9 月 2 日か ら同月 30 日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間
立看板等	2	追浜町 3 丁目及び大矢部 5 丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武 3 丁目 22 番 1 号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま
す。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明する
もの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 210 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年 10 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転 車及び普通自 動二輪車		
令和 6 年 9 月 2 日から 同月 30 日まで	台 50	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目 48 番地
同	8	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	1	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	34	4	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁 止区域	同
同	10	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区 域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区 域	同
同	9	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	8	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	1	1	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	14	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区 域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	9	3	追浜東町 3 丁目、吉倉町 1 丁目、 平成町 3 丁目、安浦町 3 丁目、三 春町 2 丁目、田戸台、上町 3 丁目、 公郷町 3 丁目、ハイランド 4 丁目 及び林 2 丁目地内の道路	同

同	2	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	同
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第 211 号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年10月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区	間	敷 地 の 幅 員	延 長
731	旧	汐入町 5 丁目 3 番の18地先から 汐入町 5 丁目75番の 3 地先まで		メートル 2.7	メートル 23.0
	新	汐入町 5 丁目 3 番の18地先から 汐入町 5 丁目75番の 3 地先まで		2.7～ 3.3	23.0
2,617	旧	野比 1 丁目 842 番のロ地先から 野比 1 丁目 846 番の 7 地先まで		2.0	20.8
	新	野比 1 丁目 842 番のロ地先から 野比 1 丁目 846 番の 5 地先まで		2.0	2.9
6,942	旧	平作 2 丁目2373番の14地先から 平作 2 丁目2367番の 4 地先まで		3.9～ 4.1	3.6
	新	平作 2 丁目2373番の14地先から 平作 2 丁目2367番の 4 地先まで		4.0～ 4.1	3.6

横須賀市告示第 212 号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社イーティックスデータファーム
東京都渋谷区渋谷二丁目 6 番14号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 6 年10月10日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
イベント「SENSE ISLAND／LAND 感覚の島と感覚の地2024」開催に係る猿島公園の入園料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 6 年10月10日から令和 7 年 1 月31日まで

公 告

横須賀市公告第 184 号 (令和 6 年10月11日)
掲 示 済
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法

(平成 9 年法律第 123 号) 第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書	7 月分から 9 月分までの納期限は、令和 6 年10月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 185 号 (令和 6 年10月11日)
掲 示 済
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和 6 年度	介護保険料額決定通知書兼 特別徴収開始通知書	令和 6 年 6 月17日

(別紙略)

横須賀市公告第 186 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	5 月 分	令和 6 年 8 月30日
		6 月 分	令和 6 年 7 月31日
			令和 6 年 8 月30日
		7 月 分	令和 6 年 8 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 187 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料 決定通知書	6 月分から 9 月分までの納期限は、令和 6 年10月31日、同年12月 2 日、令和 7 年 1 月 6 日、同月31日、同年 2 月28日及び同年 3 月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 188 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考	
令和 5 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分	
令和 6 年度		減額分	
		7 月分から 9 月分までの納期限は、令和 6 年10月31日に変更する。	

(別紙略)

横須賀市公告第 189 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	国民健康保険料	6 月 分	令和 6 年 7 月31日
		7 月 分	令和 6 年 8 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 190 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 191 号 (令和 6 年10月11日
掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 192 号 (令和 6 年10

横須賀市公告第 194 号 (令和 6 年10月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 195 号 (令和 6 年10月18日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 196 号 (令和 6 年10月18日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 197 号 (令和 6 年10月18日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 198 号 (令和 6 年10月18日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年10月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 199 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号
横浜 横須賀 43-44

横須賀市公告第 200 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局にお

いて縦覧に供します。
令和 6 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 331 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 9 番 1 号
嘉 山 信 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 6 番 4 号
原 田 トキ子

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目1119番及び1120番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 3 丁目4012番地
岩 澤 カツエ

記の 3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 5 丁目1614番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目15番 3 号
鈴 木 秀 幸
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 5 番 8 号
岩 澤 博 子

記の 4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市衣笠町 504 番 1、504 番 2、624 番 1、625 番 1 及び 627 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市平作 5 丁目15番10号
原 房 枝
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市衣笠栄町 2 丁目65番地 108 B E L I S

- 長谷川 徹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目22番 1 号
高 橋 勉
- 記の 8
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市秋谷字大崩5647番及び5647番 2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦郡葉山町堀内1148番地
岩 田 勇 人
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷5472番地
新 倉 昌 子

上下水道局規程

横須賀市上下水道企業管理規程第 8 号

上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第 6 号様式を第 6 号様式甲とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式乙（第48条関係）（端末機領収印）



- 注 1 本市が設置する収納機器で使用する。
2 寸法は、直径 2.5 センチメートルとする。
3 （日付）は、領収の日付とする。
4 使用するスタンプの色は、黒色とする。

附 則

この規程は、令和 6 年10月30日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第42号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
666	株式会社ほっとハウス	荻 野 隆	東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号宮益坂ビルディング 4 階	令和 6 年 10 月 3 日	令和11年 10 月 2 日
667	株式会社アクアライン	大垣内 剛	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号第 1 ウエノヤビル 6 F	令和 6 年 10 月 3 日	令和11年 10 月 2 日
668	株式会社アースクリエート	荻 原 則 之	東京都世田谷区等々力二丁目 5 番 4 号	令和 6 年 10 月 8 日	令和11年 10 月 7 日
669	有限会社菅原設備管工舎	菅 原 幸 夫	横浜市保土ヶ谷区和田一丁目 2 番 6 号	令和 6 年 10 月 8 日	令和11年 10 月 7 日

横須賀市上下水道局告示第43号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。

令和 6 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	更新された指定の有効期間
428	椎葉設備	椎 葉 智 広	横須賀市安浦町 2 丁目33番地 1 ザ・タワーハウス 408	令和 6 年 9 月30日から 令和11年 9 月29日まで
430	イワサキ住設	岩 崎 純	横須賀市大矢部 4 丁目10番20号	同
432	株式会社不二テクノ	久保田 康 雄	横須賀市小川町14番地 1	同
433	株式会社ダンレイ	森 上 和 久	茅ヶ崎市南湖一丁目10番26号	同
435	双藤設備工業所	加 藤 和 美	東京都品川区荏原 4 丁目 5 番17ー403 号	同
438	株式会社リフレッシュ	宇 都 信	横浜市旭区市沢町1142番地13	同
439	株式会社シンエイ	木 原 朗 広	大阪府大阪市中央区谷町二丁目 4 番 3 号アイエスビル 9 F	同
442	佐々木設備工業株式会社	佐々木 正 法	横須賀市ハイランド二丁目14番 9 号	同
443	株式会社スイドウサービス	山 下 道 男	大阪府大阪市城東区野江四丁目 1 番 8 号 402	同
444	有限会社斎藤設備工業所	斎 藤 好 一	横浜市鶴見区東寺尾一丁目 7 番15号	同

446	矢崎設備工業株式会社	矢 崎 祐 次	横浜市港南区下永谷五丁目 7 番30号	同
447	株式会社リビングプラス	石 津 壮 二	横浜市都筑区仲町台一丁目34番 3号サニーウィステリア 202	同
449	齋藤設備	齋 藤 茂 広	厚木市下荻野 563 番地18	同
450	株式会社横浜技研	堀 本 寛	横浜市港南区東芹が谷11番15号H A M A K E N ビル	同
452	パイプライン	太 田 栄 人	横須賀市長坂 4 丁目20番23号	同
453	有限会社田中設備企画	田 中 賢 司	相模原市緑区二本松四丁目25番 3号	同
454	株式会社アクアライフ・サポート	原 田 振一郎	横須賀市池田町三丁目 7 番15号	同
455	丸ノ内工業株式会社	朝 永 利 幸	東京都練馬区大泉町二丁目26番 1号	同
456	W. W o r k s 株式会社	中 村 隆	横須賀市吉井三丁目13番 5 号	同
458	株式会社根布工業	根 布 博 之	平塚市御殿二丁目14番26号	同
459	株式会社近藤設備工業	近 藤 等	横須賀市光風台 4 番 6 号	同
460	株式会社カンパイ	桑 原 正 幸	横浜市神奈川区三枚町 248 番地 6	同
461	株式会社リウォータ	浅 野 貴 光	横浜市神奈川区菅田町 985 番地37	同
462	株式会社吉村土木工業	吉 村 知 宏	横須賀市山科台27番17号	同
463	株式会社たかほ	高 橋 竜 司	横須賀市ハイランド一丁目18番13号	同
464	株式会社風間建設	風 間 裕 児	横須賀市長坂三丁目14番17号	同
465	有限会社見上総合設備	見 上 修 一	海老名市東柏ヶ谷三丁目13番19号	同
467	株式会社生活浄化人	久 保 最 希	横浜市栄区公田町 261 番地20	同
469	株式会社グローアス	山 宮 剛	東京都中央区築地二丁目 8 番10号築地 K & R I I T O D A ビル 3 階	同
472	株式会社アクアサービス	多 田 健 史	大阪府豊中市庄内栄町四丁目 5 番57号	同
475	株式会社スマイルコーポレーション	駒 村 亮	横浜市南区通町二丁目31番地 A Kビル 1 階	同
476	株式会社ネクストイノベーション	平 井 康 宗	厚木市恩納一丁目20番27号プチヒルズ 2 F	同
477	株式会社野間設備	野 間 良 成	横須賀市長沢三丁目31番27号	同
478	アソー熱工業株式会社	関 野 功	小田原市中曽根31番地12	同
480	株式会社カトー工業	加 藤 貴 代	藤沢市石川一丁目29番地 6	同
481	青木土木工業株式会社	青 木 享 洋	埼玉県飯能市大字双柳 5 番地 8	同
482	株式会社アクティホーム	福 本 充 博	大阪府豊中市岡町北三丁目 2 番17号	同
485	株式会社 S A I N	池 田 優	横須賀市武四丁目 3 番12号	同
486	株式会社住まいる設備	内 田 勇	東京都練馬区北町五丁目10番21号	同
487	三共住販株式会社	村 岸 市 郎	横浜市港南区港南台一丁目10番 2号川之上ビル壱番館 2 階	同
488	有限会社みあさ	和 田 雅 広	横浜市旭区中希望が丘 180 番地の 1	同
489	中央日化サービス株式会社	森 永 隆 二	千葉県千葉市花見川区犢橋町1627番地12	同
492	株式会社勝栄工業	中 内 靖 修	高座郡寒川町田端1177番地	同
493	鈴木建設株式会社	鈴 木 洋 介	横須賀市長沢一丁目 3 番28号	同
494	株式会社石井住設	石 井 善 明	横須賀市鴨居一丁目67番 2 号	同

497	有限会社邊見建装	邊 見 浩 嗣	横浜市保土ヶ谷区岡沢町90番地 1	同
498	株式会社秀和	加 藤 秀 幸	大和市西鶴間四丁目12番36－ 309 号	同
500	株式会社ウォーターソニック	宇佐見 和 夫	横浜市旭区市沢町 586 番地53	同
504	有限会社ホソイ	細 井 一 男	横浜市港南区芹が谷一丁目31番13 号	同
505	株式会社葵	山 田 輝 夫	横須賀市ハイランド三丁目19番13 号	同
506	株式会社イーライフグループ	松 島 祐太郎	東京都渋谷区南平台町15番地15南 平台今井ビル 9 階	同
507	有限会社双栄	永 本 充 志	横浜市港南区日野八丁目30番28号	同
508	株式会社丹野設備工業所	丹 野 徳 人	伊勢原市上粕屋 448 番地の19	同
509	株式会社内田総合	内 田 博 之	横須賀市佐原三丁目22番 6 号	同
510	株式会社 T C S	加 藤 良 文	厚木市上依知1315番地 1	同
511	株式会社国昇	国 本 憲 治	大阪府枚方市東香里新町 2 番 8 号	同
512	株式会社 S D デザイン	藤 田 正 良	横浜市戸塚区戸塚町 682 番地	同
514	株式会社ソリド・ワン	瀧 口 哲 士	東京都西東京市東伏見三丁目 8 番 13号	同
515	株式会社ワースクリエーション	中 村 壽 男	厚木市長谷1542番地32	同
517	株式会社ホゼン	米 澤 昭 洋	東京都豊島区南池袋二丁目34番 5 号	同
519	株式会社山本工務店	山 本 健 一	足柄上郡中井町井ノ口2761番地の 15	同
520	株式会社スピリッツ	荻 山 佑 樹	横須賀市森崎一丁目10番 6 号	同
521	株式会社松浦設備	松 浦 公 二	横浜市磯子区岡村三丁目11番32号 M A T S U U R A B L D G	同
522	大和建設工業株式会社	箭 川 孝 広	相模原市中央区上溝三丁目20番14－ 101 号	同
525	株式会社生活水道センター	濱 本 孝 一	東京都大田区池上八丁目 5 番 2 号	同
526	株式会社ハウスラボ	丸 山 英 利	大阪府大阪市浪速区大国二丁目 1 番 6 号	同
527	株式会社ビオス	染 谷 隆 義	東京都品川区北品川一丁目20番 9 号	同
528	株式会社サンエクステリア	鈴 木 誠二郎	横須賀市太田和一丁目 6 番 9 号	同
529	有限会社興亜工業	成 田 貞 夫	横須賀市安浦町二丁目11番地15－ 105	同
533	岩崎設備	岩 崎 伸 幸	横浜市磯子区水取沢町 150 番地 4 14棟 402 号	同
534	株式会社アクアプラス	勝間田 大 右	静岡県静岡市葵区春日二丁目 3 番 21号	同
535	結工業株式会社	福 田 寛 美	横浜市泉区上飯田町1818番地16	同
536	柳総合建設株式会社	柳 南 龍	横須賀市大矢部四丁目45番 2 号	同
537	有限会社原管工	原 泰 一	鎌倉市長谷二丁目21番 5 号	同
539	株式会社建水社	石 田 裕 路	東京都板橋区大原町36番18号	同
540	有限会社エス・エー企画	笹 本 岳 志	横須賀市吉井三丁目12番 4 号	同
542	株式会社クリーンライフ	元 村 祐 次	大阪府吹田市広芝町 6 番10号	同
544	有限会社トーション	梅 野 洋	横浜市瀬谷区竹村町11番地17号	同
545	株式会社リクライフ	佐 渡 明 里	平塚市見附町17番14号	同

547	有限会社プロンプト	加 藤 久 剛	横浜市青葉区市ケ尾町1169番地28	同
548	宇内建設株式会社	宇 内 正 城	横須賀市長坂二丁目 8 番12号	同
549	株式会社三吉商事	三 吉 勝 久	横須賀市日の出町二丁目10番地	同
550	株式会社プレミアアシスト	橋 本 幹 夫	東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1	同
551	株式会社光賢機構	八 木 伸 生	東京都町田市相原町2825番地 2	同
554	水こまネット	嘉 藤 秀 生	横浜市南区大岡 1 丁目25番14号スカイコート横浜弘明寺 408	同

横須賀市上下水道局告示第44号 (令和 6 年10月25日) 掲 示 済

下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、令和 6 年11月 1 日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和 6 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
------------------	---------	---------	--------------

長井 3 丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市長坂 2 丁目 2 番 2 号 横須賀市西浄化センター
------------	--------	-----	------------------------------------

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第45号

令和 6 年横須賀市上下水道局告示第19号により指定した指定下水道工事店株式会社大和設備は、次のとおり所在地を変更しました。

令和 6 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 438	株式会社大和設備	小 川 貴 史	藤沢市葛原2350番地	藤沢市円行1870番地 2

議 会 規 則

横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年10月 9 日 (令和 6 年10月 9 日) 掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則

横須賀市議会会議規則（平成14年12月20日制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条―第94条」に改める。

第13条中「承認」を「許可」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「配付」を「通知」に改める。

第23条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「備え付けの投票箱に」を削る。

第25条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第 2 項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第65条の 5 第 1 項中「文書で」を「あらかじめ」に改める。

第65条の11ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第66条の見出し中「配付」を「配付等」に改め、同条中「配付する」を「配付し、又は当該請願書を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。第93条において同じ。）に変換したものを提供する」に改める。

第68条本文中「議長」を「会議の議題となる前においては議長の、会議の議題となった後においては議会」に改め、同条ただし書を削る。

第78条を次のように改める。

（決定の通知）

第78条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第81条第 2 項中「第73条第 2 項」の次に「又は横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定）第38条第 2 項の規定」を加える。

第92条を第94条とし、第15章中同条の前に次の 2 条を加える。（電子情報処理組織による通知等）

第92条 議会又は議長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署

し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関するこの規則の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。（電磁的記録による作成等）

第93条 この規則の規定（第22条第1項（第63条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日 掲 示 済）
横須賀市議会議長 大 野 忠 之
横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則
横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定）の一部を次のように改正する。

「第 8 章 会議の記録（第40条―第42条）を第 9 章 補則（第43条）」を第 10

章 懲罰（第39条の2）
章 会議の記録（第40条―第42条）に改める。
章 補則（第43条・第44条）

第15条中「会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、」を「動議を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては委員長の、会議の議題となった後においては」に、「承認」を「許可」に改める。

第35条第3項中「報告書」を「報告」に、「付記しなければ」を「付さなければ」に改める。

第43条を第44条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。（電子情報処理組織による提出）

第43条 第3条第2項に規定する欠席届、第17条に規定する委員派遣承認要求書及び第19条に規定する報告書の提出は、議長の定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその提出の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出については、当該提出に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該提出に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出は、議長又は委員長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

4 条例の規定において電磁的記録により行う申出又は提示については、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。この場合において、当該申出又は提示の到達については、前項の規定を適用する。第9章を第10章とする。

第40条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

3 前項の電磁的記録により作成された記録は、第1項の記録とみなしてこの章の規定を適用する。

第8章を第9章とする。
第7章の次に次の1章を加える。

第 8 章 懲罰
（代理弁明）

第39条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の委員会で一身上の弁明をする場合において、委員会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議 会 規 程

横須賀市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように制定する。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日 掲 示 済）
横須賀市議会議長 大 野 忠 之
横須賀市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、横須賀市議会会議規則（平成14年12月20日制定。以下「規則」という。）に規定する通知及び作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条 この規程で使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）電子署名 次に掲げるものをいう。
 - 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第

であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（規則第92条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第92条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 規則第92条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 規則第92条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、規則第92条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 規則第92条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 規則第92条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第9条 規則第92条第6項に規定する議長が定める場合は、次

に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第10条 議会等は、規則第93条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第9条までの規定を準用する。

2 規則に規定する通知及び作成等（規則第92条及び第93条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、規則に特段の定めのある場合を除くほか、規則第92条及び第93条の規定並びにこの規程の規定の例による。

（その他の事項）

第12条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知及び作成等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

~~~~~

横須賀市議会委員会規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように制定する。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日）  
掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

横須賀市議会委員会規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定。以下「規則」という。）に規定する通知及び作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、規則及び横須賀市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和 6 年10月 9 日制定）において使用する用語の例による。

（電磁的記録による記録の作成）

第3条 委員長は、規則第40条第2項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第4条 規則第40条第2項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名その他作成を行った者を確認することができる措置とする。

（会議規則との関係）

第5条 規則に規定する通知及び作成等（規則第40条第2項の規定によるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、規則に特段の定めのある場合を除くほか、横須賀市

議会会議規則（平成14年12月20日制定）第92条及び第93条の規定並びに横須賀市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の規定の例による。

（その他の事項）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、規則に規定する通知及び作成等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市議会図書室規程（昭和47年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日）  
掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

第 8 条中「議会図書借用証に記入の上」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する申出は、議会図書借用証又は議会図書借用証に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うものとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程（平成12年12月25日制定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日）  
掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

第 1 条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 前項の規定による調査請求書の提出については、同項の規定にかかわらず、議長及び調査請求書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、調査請求書への押印は、この規程の規定にかかわらず、別に議長が定める本人であることを証する方法をもって代えることができる。

3 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出については、調査請求書により行われたものとみなして、当該提出に関するこの規程の規定を適用する。

4 第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第 6 条中「写し」の次に「（同項の規定による報告が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によって行われた場合にあつては、当該電磁的記録を複写したもの）」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和 5 年10月10日制定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年10月 9 日（令和 6 年10月 9 日）  
掲 示 済

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 号様式）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「請負状況等報告書等」という。）」を加え、同条第 2 項中「第 2 号様式）」の次に「又は電磁的記録（以下「訂正届等」という。）」を加える。

第 4 条中「請負状況等報告書」を「請負状況等報告書等」に、「訂正届」を「訂正届等」に改める。

第 5 条中「請負状況等報告書」を「請負状況等報告書等」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第13号（令和 6 年10月11日）  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年10月11日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 日時 令和 6 年10月17日午前 9 時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
  - 令和 7 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について
  - 令和 7 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について
  - 市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について

横須賀市教育委員会告示第14号（令和 6 年10月24日）  
掲 示 済

令和 7 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の第 1 年次に入学する生徒の募集人員について、次のとおり決めました。

令和 6 年10月24日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

</

選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期します。

令和 6 年10月 9 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

登録の移替えを延期する期間

令和 6 年10月 9 日から衆議院議員総選挙の期日まで